

## 第 4 5 6 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 一 覧

H 2 8 . 1 2 . 7 追 加 提 案 分

区 分		議案No	議 案 名				
議 案 (17件)	予 算 案 ( 9 件)	1 4 4	<p><b>平成 2 8 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 5 号 )</b>                      人事委員会勧告に基づく給与費の補正</p> <p>① 補正額 414,268千円</p> <p>② 歳入歳出予算                      11月補正後予算額 (第4号提案後) (a) 5,451億円                      11月補正予算額 (第5号) (b) 4億円                      補正後予算額 (a) + (b) 5,455億円                      * 対前年度同期比 102.0%                      【参考】平成27年度11月補正後予算額 5,349億円</p> <p>③ 財源 全額繰越金</p>				
		1 4 5 ～ 1 4 8	<p><b>平成 2 8 年度 島 根 県 中 小 企 業 近 代 化 資 金 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )</b>  <b>外 3 特 別 会 計 補 正 予 算</b>                      人事委員会勧告に基づく給与費の補正</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1 4 5 中小企業近代化資金</td> <td style="padding: 5px;">1 4 6 臨港地域整備</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1 4 7 流域下水道</td> <td style="padding: 5px;">1 4 8 県営住宅</td> </tr> </table>	1 4 5 中小企業近代化資金	1 4 6 臨港地域整備	1 4 7 流域下水道	1 4 8 県営住宅
		1 4 5 中小企業近代化資金	1 4 6 臨港地域整備				
1 4 7 流域下水道	1 4 8 県営住宅						
1 4 9 ～ 1 5 2	<p><b>平成 2 8 年度 島 根 県 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )</b>  <b>外 3 事 業 会 計 補 正 予 算</b>                      人事委員会勧告に基づく給与費の補正</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1 4 9 病院</td> <td style="padding: 5px;">1 5 0 電気</td> <td style="padding: 5px;">1 5 1 工業用水道</td> <td style="padding: 5px;">1 5 2 水道</td> </tr> </table>	1 4 9 病院	1 5 0 電気	1 5 1 工業用水道	1 5 2 水道		
1 4 9 病院	1 5 0 電気	1 5 1 工業用水道	1 5 2 水道				

区 分		議案No	議 案 名								
条例案 (8件)	153	<p><b>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</b></p> <p>人事委員会の勧告を受けて、職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>① 給料月額の上上げ</p> <p>② 勤勉手当の上上げ(+0.05月分)</p> <p>③ 初任給調整手当の支給月額の限度額の上上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給対象者</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの</td> <td>413,300円</td> <td>413,800円</td> </tr> <tr> <td>医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの</td> <td>50,500円</td> <td>50,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 扶養手当の見直し</p> <p>施行日：①③公布の日 (平成28年4月1日から適用)</p> <p>②公布の日 (平成28年12月1日から適用)</p> <p>④平成29年4月1日</p>	支給対象者	改正前	改正後	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	413,300円	413,800円	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,500円	50,600円
	支給対象者	改正前	改正後								
	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	413,300円	413,800円								
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,500円	50,600円									
154	<p><b>県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>人事委員会の勧告を受けて、教育職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>① 給料月額の上上げ</p> <p>② 勤勉手当の上上げ(+0.05月分)</p> <p>③ 扶養手当の見直し</p> <p>施行日：①公布の日 (平成28年4月1日から適用)</p> <p>②公布の日 (平成28年12月1日から適用)</p> <p>③平成29年4月1日</p>										
155	<p><b>市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>人事委員会の勧告を受けて、教職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>① 給料月額の上上げ</p> <p>② 勤勉手当の上上げ(+0.05月分)</p> <p>③ 扶養手当の見直し</p> <p>施行日：①公布の日 (平成28年4月1日から適用)</p> <p>②公布の日 (平成28年12月1日から適用)</p> <p>③平成29年4月1日</p>										

区 分		議案No	議 案 名												
条例案 つづき	156	<b>特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例</b> 一般職の勤勉手当の改正に準じて、期末手当を引き上げ（+0.05月分）  施行日：公布の日 （平成28年12月1日から適用）													
	157	<b>島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</b> 人事委員会の勧告を踏まえ、病院局職員に対して支給する扶養手当について所要の改正  施行日：平成29年4月1日													
	158	<b>島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</b> 人事委員会の勧告を踏まえ、企業局職員に対して支給する扶養手当について所要の改正  施行日：平成29年4月1日													
	159	<b>職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例</b> 人事委員会の報告の趣旨を踏まえ、及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護休暇の取得期間の変更及び時間単位で取得可能な介護のための休暇制度（介護時間）を新設 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護休暇</td> <td>連続する6か月以内</td> <td>6か月以内で3回まで分割取得可能</td> </tr> <tr> <td>介護時間</td> <td>(新設)</td> <td>連続する3年以内で1日につき2時間以内取得可能</td> </tr> <tr> <td>超過勤務</td> <td>制限あり(深夜勤務の禁止、超過勤務時間の制限)</td> <td>左記に加え、公務の運営に支障が生ずる場合を除き、超過勤務を免除</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：規則で定める日			改正前	改正後	介護休暇	連続する6か月以内	6か月以内で3回まで分割取得可能	介護時間	(新設)	連続する3年以内で1日につき2時間以内取得可能	超過勤務	制限あり(深夜勤務の禁止、超過勤務時間の制限)	左記に加え、公務の運営に支障が生ずる場合を除き、超過勤務を免除
		改正前	改正後												
介護休暇	連続する6か月以内	6か月以内で3回まで分割取得可能													
介護時間	(新設)	連続する3年以内で1日につき2時間以内取得可能													
超過勤務	制限あり(深夜勤務の禁止、超過勤務時間の制限)	左記に加え、公務の運営に支障が生ずる場合を除き、超過勤務を免除													
160	<b>職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例</b> 人事委員会の報告の趣旨を踏まえ、及び地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲を拡大  施行日：規則で定める日														